

広
報

たまかわ

2

2010

<http://www.vill.tamakawa.fukushima.jp>

No.522

鬼はー外っ!!
福はー内っ!!

2月3日節分:すがま幼稚園豆まき会





代表で成人証書を受ける橋本さん(左)



広瀬綾香さん
【岩法寺】

『ありがとう』

小さい頃、「はたち」と言ったらすごく大人で、カッコよくて、しっかりしてて...そんなイメージをもっていた。成人式を目前にしてもう一度「はたち」について考えてみても、や

っぱり子供の時のイメージと同じ。

けれど、私は今、カッコよくもしっかりしていない。大人になったのは年齢だけで、イメージしていた「はたち」とは程遠いものになっているような気がした。

高校を卒業し、就職と共に初めての一人暮らし。一人っ子で、父と母の愛情を独占して生きてきた私には「何かあったら助けてもらえる」という甘えが心のどこかに、ずっとあった。そんな自分から卒業したくて「お前には無理だ」という周りの声に反抗して、半ば強引に実家を出た。でも、期待していた楽しい生活なんて夢の話。慣れない家事に、仕事のストレス。たまの休みには疲れきって寝て終わり、心も体もボロボロになっていた。本当は両親にもものすごく頼りたかった。でも、啖呵を切って出てきた分、恥ずかしくて今更頼ることなんてできなかった。

そんな生活が続いたある日、母から1通のメールがきた。「元気でやってる？綾香が泣いてる夢見るんだ。たまには猫に会いにおいで」。

私は涙が止まらなかった。どんな強がっても、お母さんには全部かかっていったんだ。その1通のメールにすごく救われて勇気ももらって励まされた。そして、やっぱり私はいくつになっても、両親にとっては子供なんだって実感した。

パパ、ママ、あやをここまで育ててくれて本当にありがとう。今はまだしっかりした娘なんかじゃないけど、二人を想う気持ちだけは一人前なつもりだよ。これから、いっぱい親孝行するから、ずっと一緒にいてね。

大好きな二人の娘で本当によかった。いっぱい、いっぱいありがとう。



丹内陽香さん
【川辺】

『成人式を迎えて』

「成人」という人生の節目でもある年を無事に迎えられたことを大変うれしく思っています。

私はこの日を迎え、両親や家族はもちろんのこと、学校の先生方や地域の方々、友達など本当にたくさんの人に支えられて生きてきたのだということに改めて気がきました。

今の私が毎日楽しく元気に過ごすことができるのも、そういった方々が私を温かく、時には厳しく育ててくれたおかげなのだと思っております。

私は現在、仙台で姉と二人暮らしをしながら、大学に通っています。

福祉や保育の勉強をしながら、地域の果たす役割や素晴らしさを知ること、将来は子供から高齢者まで、すべての人が住み慣れた地域で心豊かに暮らすことができる手助けをしたいと考えるようになりました。

また、大学生活はもちろん、アルバイトやボランティア活動、サークル活動などを通じて今まで以上に多くの人と出会い、その中で様々なことを学び、さらに自分の行動に責任が伴うことも感じています。最近では、ミュージカルにも参加し、日々の稽古を通してさらに新しい世界や自分を発見しながら、新鮮な気持ちで充実した毎日を過ごしています。

その中で、物おしせずに挑戦する勇気の大切さ、そこで新たに生まれる出会いは、自分をさらに高める糧になるということを感じました。

今までは、周囲の人に頼ってばかりの自分でしたが、これからはこれらの経験や挑戦を積みながら何事も自分で考え、判断し、大人としての自覚を持って、責任のある行動をしていこうと思います。

私たちは今、これからの社会を創っていく一員として、そのスタート地点に立っています。

自由には、比例して自己責任も増えていくとは思いますが、自分の夢に向かいながら、そして帰省するたびに癒される、地元やそこで支えてくれている人々への感謝の気持ちを大切にしながら、たった一度しかない私の人生を精一杯生きていきたいと思っています。



代表で謝辞を述べる小針さん

成人
おめでとう
ございます

“自分の手で”

自分の夢をつかめ

平成22年成人式

玉川村主催による平成22年成人式が1月10日(日)、中のマールヴェラス末広で開かれました。

今年の新成人者は、平成1年4月2日から平成2年4月1日までに生まれた男性52人、女性46人合わせて98人です。

艶やかな振り袖や羽織袴、真新しいスーツなどに身を包んだ新成人が会場に集まると、久しぶりの級友らとの再会に、あちらこちらで歓声が上がっていました。

式典では、はじめに出席者全員で『君が代』を斉唱したあと、石森村長が式辞を、塩田三千男教育委員長があいさつを述べました。

続いて、新成人一人ひとり名前が読み上げられ、代表で橋

本直人さん(岩法寺)に、成人証書と記念品が村長から交付されました。

来賓の須藤利夫村議会議長、関根正村選挙管理委員会職務代理者がお祝いのことを贈り、最後に新成人者を代表して小針和樹さん(北須釜)が「ここまですべてくれた両親や恩師、地域の皆さんに感謝し、これから自分の目標に向かって邁進します」と謝辞を述べました。

式終了後には、成人式実行委員会が企画・運営し『20歳の祝賀パーティ』が同会場で行われました。

新成人の中から次の5名の方々より「二十歳の感想文」が寄せられましたので、ご紹介します。



石井尚子さん
【竜崎】

『はたちの感想』
幼い頃、二十歳は「社会の一員として働く立派な大人」というイメージだったが、実際に誕生日を迎え二十歳になると、イメージとは全く違っていった。ただ大人の真似をしている。「まだまだ未熟な子ども」で、社会の常識が身に付いているわけでもなく、自立して生活できているわけでもない。
現在、大学に通うために一人暮らしをしているが、こうして大学に通うことができているのは、ここまで育ててくれた親や家族、温かく見守り、励ましてくれた友達や地域の方々と感じている。普段は恥ずかしくて感謝の気持ちを伝えることができないが、だからこそ、二十歳という節目を迎えた今、出会ったすべての

方々に感謝したい。
二十一年間の人生で経験した、たくさん楽しかったことや、うれしかったこと、失敗したことや悲しかったことも、これからの人生に生かし、今までお世話になった方々に、少しでも恩返しができるようになりたい。
幼い頃に描いていたイメージとは違う「二十歳」である今は、「二十歳になったから大人」ではなく、「大人」として、社会の一員としての自覚や責任感をもつ年齢になること」が必要だと思ふ。今までは、すべて親に任せきりで、頼ってばかりいたことでも、二十歳という節目を迎え、精神面でも成長し、自分でやることを少しずつ増やしていくかなければならないと思ふ。
自分を支えてくれている親や家族、友達や地域の方々がいることを「当たり前」と思わず、支えてくれている人がいることに感謝の気持ちを忘れることなく、これから成功や失敗をたくさんしながら、成長していきたい。



須田仁幸さん
【四辻新田】

『はたちの感想』

私は今年誕生日を迎え、20歳になった。誕生日を迎えた瞬間、やっと20歳になったんだと思ったし、これからの事やこれまでの事を少しずつ考えるようになった。

私の今までの人生は充実していたか、と言われると頭をかきげんするようなことばかりであったような気がする。ただその過去にあったことは、ずいぶん前にあったような気もするし、最近と感じる事もあった。

この20年間はものすごく短い時間であったし、その20年が今の私を作ったんだと思える。回り回っている人にも出会ってきたし、自分が何を一生懸命にやったらいいか、とかをわかるようになった。

今は20歳というのを漠然としか思えないけれど、まだまだこれからの人生、20歳をこれからのスタートラインと考え、しっかりスタートラインに立てる用意をして、社会、未来に一步步前に前に走って行きたいと思ひます。

『轍』



鈴木大介さん
【川辺】

「轍」という言葉があります。轍とは車輪の跡、という意味があります。歌や詩で過去を例える比喩に使われたりもしますが、今、20歳になり成人式を迎える中で自分の20年という

人生の轍を振り返ってみると、様々な感情が込み上げてきます。

両親と家族に対する感謝は、20歳を迎えてより考えるようになりました。厳しく、優しく支えてくれ、自分の意思を尊重させてくれた両親、よく理解者である兄達、いつでも優しく、温かく見守ってくれる祖父母、この温かい家族の輪の中で育てられた自分は、とても幸せ者だと感じます。

この玉川村で出会った友達は、自分にとってかけがえのない宝物です。同じ校舎、同じ教室で過ごした思い出は、何年経っても色あせることはないでしょう。これからはそれぞれの道を進み、会える機会が減っていくかもしれませんが、それでも、友達との繋がりを変わることなく大切にしていきたいと思っています。

10年、20年後も、「久しぶり」なんて言いながら今と変わらない笑顔で、肩組み合って酒を酌み交わしたら最高だと思います。

改めて振り返ってみると、温かい家族と友達に囲まれ、自分は本当に幸せ者だと感じます。

しかし、振返ればばかりではいられません。これからは、成人としての自覚を持って、自立した人間になっていかなければなりません。そのためにも、しっかりと目標を持って毎日を生活していかなければと思います。

あと20年経って、もう一度自分の人生の轍を振り返った時に胸を張れるよう、これからの人生を一生懸命生きていきたいと思ひます。



はたちと選挙権

政治や選挙って、私たちの生活にどう関係しているのかな？

じつは、身のまわりのことって、政治とつながっているよ。

A | 税金

服を買ったときに払った消費税 Tシャツ1枚にも、もちろん消費税を払う。その税率を決めるのは政治だし、税金を何に使うかを決めるのも政治なんだよ。

B | 賃金

アルバイトでもらう給料の額 給料の額を決めるのはアルバイト先だけど、支払われなければならない最低賃金は都道府県ごとに決められているんだよ。

C | 環境問題

ドライブデートと地球温暖化 車に乗ると、排気ガスから二酸化炭素が排出される。地球温暖化を防ぐために、今、世界の各国が二酸化炭素の排出削減目標を検討しているんだ。

なぜ選挙をするの？ 僕たちの代表って、どんな人？

私たちを代表して、私たちのために働いてくれる人を、私たちが選ぶ、それが選挙。いろいろな選挙があるんだ。

衆議院議員総選挙

衆議院議員は言わば「国民の代弁者」

衆議院議員を一言に改選する選挙。定数は480名。任期は4年と短く、また、途中で解散もあり、その度に選挙を行うことで、国民の意見を反映することができる。立候補できるのは満25歳以上。また、総理大臣は衆議院議員から選ばれるのが慣例になっているみたいだね。

参議院議員通常選挙

「良識の府」と言われる参議院

参議院議員の半数を改選する選挙。定数は242名。任期は6年だが、3年毎に半数が改選される。任期が長く解散もないので、長期的視野から審議する大事な役目を持ち、場合によっては衆議院を通じた法案を否決することもあるんだ。立候補できるのは満30歳以上から。

地方議会議員選挙

生活に密着した問題に取り組む議員

都道府県議会や市区町村議会の議員を選ぶ選挙。議員定数はそれぞれの条例で決められていて、任期は4年。立候補できるのは満25歳以上なんだ。みんなが暮らす地域の条例や予算を決めるから、より生活に関わってくる代表と言えるね。

知事・市区町村長選挙

地域の発展に尽力する、各自治体のトップ

地方議会の議員からではなく、住民が選挙によって直接選ぶ。その意味では、総理大臣よりも大統領に近いと言えるね。立候補できるのは、知事が満30歳以上で、市区町村長が満25歳以上。任期はいずれも4年だよ。

玉川村東部地区の 光ファイバー通信基盤 整備事業を実施します!!

村では、第5次振興計画による“快適性や利便性の向上”に基づく通信基盤の整備の一環として、通信事業者による光ファイバー通信基盤の整備が困難とされていた東部地区における情報格差の解消を図るため、行政と民間との連携による光ファイバー通信網の整備事業を下記により実施します。

これにより、村内全域で情報通信環境、特にインターネットの利用環境において今後の高速・大容量通信が必要とされる高度情報化社会の到来に向けての高速ブロードバンド環境が整備され、村内全域において都市部と変わらない情報通信技術の恩恵を受けることができるようになります。

今回の東部地区における光ファイバー通信基盤整備事業は、村が整備設置した光ファイバー幹線網を民間通信事業者（NTT）が借り受け、高速ブロードバンド・サービスの提供を行う契約＜IRU契約＞により行われます。

施工事業者 東日本電信電話株式会社福島支店
事業実施年度 平成21年度
施工期間 平成22年2月1日～平成22年3月26日予定
主な施工区域 玉川村東部地区

東部地区住民を対象に、光ファイバー住民説明会を開催します。開催日時、会場等については、別途お知らせします。

ブロードバンドって何ですか？

一度に大容量のデータの送受信が可能な高速インターネット回線のことで、ADSLや光ファイバーなどの有線通信技術や、FWAなどの無線通信技術による通信回線。

ADSLとは...

一般の電話回線を利用した高速インターネット接続サービスですが、NTT電話交換機からの距離が遠くなるほど通信速度が落ち、サービス範囲は狭い。

光ファイバーとは...

ガラスやプラスチックの細い繊維でできている通信回線で、通信速度が従来のメタルケーブルと比べて段違いに速く、ノイズにも強く安定した通信が行えます。

問合せ先

■玉川村役場総務課
☎0247-57-4621
■NTT東日本：玉川村現場事務所
☎0247-37-1941

はたちと年金

加入の手続き
学生や自営業者などの第一号被保険者となる方は、お住まいの市区町村役場で直接、手続きをしてください。

申請手続きなど詳しくは、日本年金機構郡山年金事務所にお問合せください。
☎0249323434

国民年金は、老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障害が残ったりしたときなどにも年金を支給し、思いがけない人生の「万が一」もサポートする公的年金制度で、国が責任をもつて運営しています。

義務と権利
日本国内にお住まいの20歳から60歳までのすべての方は、国民年金に加入して保険料を納める義務があり、年金を受け取る権利があります。

「学生納付特例制度」は、所得がない学生の方のご本人の申請により保険料の納付が猶予される制度です。年金を受け取る事ができなくなることや、不慮の事故等により障害が残ってしまった場合に、障害基礎年金を受け取ることができなくなることを防止するための制度です。そのほかに、経済的な理由等により保険料の納付が困難な方や、「若年者納付猶予制度」があります。

★新成人のみなさん
忘れずに国民年金の
加入手続きをしましょい

税

ご存知ですか？自動車税トラブル防止三か条

3月31日までに運輸支局へ登録を!

自動車税は、毎年4月1日（午前0時）現在で運輸支局の登録名義人である所有者（割賦購入の場合には使用者）が、5月31日までに納めることになっています。

抹消等の手続きは、3月31日までに運輸支局で登録しましょう。
自動車を譲渡したり、下取りに出したり、廃車したりしたときは必ず運輸支局で登録しましょう。3月31日までに抹消登録をしないと自動車税が課税されます。

転居したら、車検証の住所変更を運輸支局で登録しましょう。
住民票を異動しても車検証の住所は変わりません。運輸支局に登録をしましょう。やむを得ず手続きができないときは、県中地方振興局県税部にご連絡ください。

納税証明書は車検証といっしょに、大切に保管しましょう。
自動車の継続検査（車検）を受ける際には納税証明書が必要です。自動車税を納めたときに交付される領収証書に納税証明書が貼られています。
また、リサイクル券も次回の車検時や廃車時に必要となりますので、廃車時まで車検証と共に大切に保管するようにしてください。

★登録手を依頼した場合は、登録が済んでいることを必ず確認しましょう★

問 い 合 せ 先

◆自動車登録については： いわき自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2016
◆自動車税については： 県中地方振興局県税部課税第2課 ☎024-935-1261

“小正月の風物詩”

『やっチャ小屋』

南須釜・南宿地区と山小屋地区で1月14日、古くから伝わる小正月の伝統行事『やっチャ小屋』が今年も行われました。

この日の夕方からワラと竹で作られた『やっチャ小屋』に子供たちが集まり、甘酒を飲んだりして過ごした後、午後7時に正月のしめ飾りや門松などいっしょに小屋に火が入れられると、暗闇の中に赤い炎が勢いよく立ち上がり、大勢の観衆が1年間の無病息災を祈願していました。



南宿地内での『やっチャ小屋』のようす



盤上で攻防戦を繰り広げる出場者

盤上の熱き攻防戦

玉川村王将戦

日本将棋連盟福島県支部玉川村将棋愛好会（双里正輝会長）主催の第6回玉川村将棋大会・王将戦が1月17日、村就業改善センターで開かれました。

大会には、村内や県南地区から22人が出場。A級（9人）、B級（12人）でリーグ戦が行われ、盤上の熱戦が繰り広げられました。

村内からの入賞は、B級で吉田奈吉さん（小高）が3位でした。

東部地区の光ファイバー着工!

光ファイバー整備工事安全祈願祭

村内東部地区における情報通信環境の格差解消を図るため村が発注した、玉川村光ファイバー通信基盤整備事業工事の着工に伴う安全祈願祭が2月5日、小高地内の大雷神社で執り行われました。

祈願祭には、玉川村や工事元請のNTT東日本福島及び下請業者ら20人が出席し、工事の無事安全を祈願しました。



安全祈願祭で玉串を奉奠する石森村長

ぼくも わたしも 虫歯がないよ

今年度第4回目の3歳児健診が1月29日、村保健センターで行われました。歯科検診の結果、虫歯がなかった5人のおともだちを紹介します。（順不同。【 】は保護者と地区名）



わがつまひろ
我妻真広ちゃん
【広弥:竜崎】



すずき うた
鈴木羽多ちゃん
【将:北須釜】



おおたけゆいと
大竹唯斗くん
【正人:岩法寺】



さとうしゅんせい
佐藤駿成くん
【匡成:蒜生】



こばりおうが
小針凰雅くん
【裕治:中】

納税の大切さを学びました!

須釜小学校『租税教室』

昨年12月8日（火）、村立須釜小学校で6年生を対象に『租税教室』が行われました。

受講した18人の児童らは、税に関するビデオを見たり、役場の眞弓住民税務課長から税金の話や、税への関心と納税の大切さを学びました。

この教室は、須賀川税務署管内租税教育推進協議会の主催により行われています。



1億円札束の見本により村の予算額を実感する6年生



年頭のあいさつをする石森村長

玉川村の飛躍を誓う

玉川村新春互礼会

村と村商工会の主催による平成22年新春互礼会が1月4日、マウエラス末広で開かれ、村関係機関・団体の役員や商工会員、村内の企業等から106人が出席しました。

石森村長が「若い人が、住んでみたい、住みたい」と思う村づくりを進めたい、境田村商工会長が「地域独自の魅力を新たな商品・サービスに展開したい」とそれぞれ年頭のあいさつが述べられた後、出席者が新年の抱負を語り合っていました。



村商工会・飯島副会長の発声で「乾杯!」



トランペットを吹奏する小林典夫さん(岩法寺)

防火の誓い新たに

玉川村消防団出初式

玉川村消防団（我妻徳雄団長）新春恒例の出初式が1月10日、たまかわ文化体育館で行われ、消防団員や婦人消防隊員ら約250人が参加しました。

統監の石森村長が「村民の安全を守ってほしい」と訓示を述べた後、団長らとともに観閲、通常点検を行い、玄葉光一郎衆議院議員らの祝辞を受けた我妻団長が、力強く今年1年間の防火への意気込みを示しました。



統監の観閲を受ける各分団員



玉川村消防団出初式(1月10日)より

お知らせ

Information

法務なんでも無料相談所 開設のお知らせ

福島地方法務局では、皆様がお気軽にご相談いただけるよう、「法務なんでも無料相談所」を次により開設します。

日時 平成22年2月20日(土) 午前10時～午後4時

場所 福島地方法務局白河支局(白河市郭内1 136)

内容 不動産・商業登記・土地境界問題・遺産相続・地代や家賃の供託、戸籍・国籍、夫婦・家庭内の問題、お年寄り・子どもの虐待、いじめや体罰、障害者差別など。

その他 電話相談もお受けしています。秘密は厳守します。詳しくは、法務局白河支局 ☎024 534 1983 まで

電気通信サービスモニター 募集のお知らせ

総務省では、今後の情報通信行政に、利用者の意見や要望を反映させるため、東北総合通信局が、平成22年度電気通信サービスモニターを次により募集します。

応募資格 電話やインターネット等の電気通信サービスに関心がある東北6県にお住まいの満20歳以上の方。ただし、総務省と電気通信業者に勤務経験のある方及びその家族を除く。

モニターにお願いすること ・総務省が実施するアンケート(年2回予定)の回答

・各地で開催するモニター会議への出席(依頼者のみ)

委嘱期間 平成22年6月1日から平成23年3月31日までの10ヶ月間
募集人員 23名

企画産業課

57 - 4627

農業委員会

57 - 4628

議会事務局

57 - 4630

教育委員会

57 - 4633

公民館 (文化体育館)

57 - 4632

須釜支所

57 - 2061

120名
募集期間 平成22年3月1日(月)から4月2日(金)まで
応募方法 はがきの表面またはファックス送信用紙に、「モニター希望」と明記の上、裏面に郵便番号、住所、氏名(フリガナ)、電話番号、年齢、性別、職業、メールアドレス(携帯電話用を除く。任意の番号)、応募の動機及びモニター会議参加希望の有無(モニター会議は10月から12月の間に平日に予定)の必要事項を記入し、東北総合通信局あてお送りください(締切り日の消印有効)。
なお、はがき・ファックス以外での応募は遠慮ください。
はがき・ファックス送付先 〒980 8795 仙台市青葉区本町3-23
東北総合通信局電気通信事業課
ファックス番号:022 221 0613

その他 選考の結果、モニターに選ばれた方には、5月末までに委嘱状と併せて通知します。アンケートや会議の出席には謝礼金が支払われます。
問合せ先 総務省東北総合通信局・電気通信事業課 ☎022 221 0628

多重債務相談窓口の案内 福島財務事務所では、返済しきれないほどの借金を抱えお悩みの方の相談に応じます。借金問題はさまざまな方法で必ず解決できます。

相談窓口 財務省東北財務局福島財務事務所 福島市松木町13-2
受付時間 月曜日～金曜日(祝祭日、年末年始を除く) 午前8時30分から午後5時15分。

☎024 533 0064(直通)

健康福祉課だより



「冬は苦手ですか？」 季節性うつ病について



皆さんの一番好きな季節はいつですか？苦手な季節はいつですか？冬が苦手だという人、結構多いかもしれません。

冬はなんとなく気持ちが暗くなる。「あ～あ、また冬か」そんな人はもしかすると、季節性うつ病かもしれない...そういう研究があります。

季節性うつ病は、昼間、太陽が照っている時間が短くなること

がよく考えると、私たちが性格とか好みとか言っていることも、こんなふう

うつ病は「心身のエネルギーがなくなる病気」です

気持ちが沈む、悲観的になる 何も楽しくない、興味を持たない 眠れない
食欲がない 考えや行動が鈍くなる 気力がない、疲れやすい、おっくうだ
物事に集中できない 自分はダメな人間だと考えたり、自分を責める
自殺を考える、生きていくのがつらい
などの症状が続き、仕事や生活に支障をきたす病気です。

うつ病には、早期発見・早期治療が有効です!

文芸

literature

短歌詠草集

雪布団被る庭木の松一本みどりを纏う 瑞々しくも 小針 登里
今年尚健やかにして生きんとす庭の明るさ 小鳥が歌う 真弓 はん
蔓物の支柱片づけほっとする 畑に舞い来る雪虫の数 吉田ハツ子
故里に帰りてみれば細道に点々とつく 獣あしあと 小針みね子
左手で文章を書くにも慣れにつつ 今朝は一首を認めており 小針 ミサ
山里に新宿育ちの人の来て農業したいと目をかがやかす 草野ケサ子
凜として聳ゆる嶺も冠雪し強く生きよとわれを見下ろす 大木 淑子
億万も一よりのものと示しつつ此処に在します十一円硬貨 一平子

さるなし俳句会初句会吟詠

余所行きの言葉満ちくる初詣 仁
見馴れたる村眩しかり初景色 由記
那須山のふところ寒き遠灯り 真知
父と子の話合はざり雪積る 華
松過ぎて人の見えざる厨かな 今朝
子等去りて顔の崩れし雪だるま 公
七草に二つ足りない粥を炊く 美枝
賑やかな児の世話やきて聖菓食ぶ 仁美

お誕生おめでとうございます

(12月23日から1月届出分)

地区名	出生児氏名	保護者名
蒜生	首藤 姫奈	勝也
小高	小針 寧	雅史
中	高林 美優	浅隆
岩法寺	大竹 花凛	与志孝
〃	吉田 夢花	直樹
竜崎	小林 蓮旺	嘉徳
南須釜	大川内 悠翔	貞広
〃	吉村 織花	純一
北須釜	塩澤 瑠華	拓也



成人式 (1月10日) より



~すがま幼稚園豆まき会(2月3日)より~

おくやみ申し上げます

(12月23日から1月届出分)

地区名	死亡者	世帯主名
蒜生	眞弓 良典	政典
小高	小針 春雄	春雄
〃	高原 博司	誠司
〃	溝井 治行	傳治
中	味原 ハナ	ハナ
〃	小林 タツヨ	正義
〃	小林 ケサヨ	ケサヨ
〃	角田 榮治	榮治
岩法寺	大竹 好雄	一郎
南須釜	塩澤 清則	幸徳
〃	戸津 カツヨ	今朝吉

寄付ありがとうございます

次の方々から社会福祉活動資金として寄付をいただきました。厚く御礼申し上げます。

(村社会福祉協議会：12月23日から1月届出分)

蒜生	眞弓 政典様
小高	溝井 正治様
〃	高原 誠司様
中	小林 正義様
〃	角田 守之様
岩法寺	大竹 一郎様
竜崎	小林 静夫様
南須釜	塩澤 幸徳様
〃	戸津 勝幸様

2月1日現在の村のようす

(前月比)

世帯数	2,013 戸	(- 2戸)
人口	7,316 人	(- 5人)
男	3,623 人	(- 2人)
女	3,693 人	(- 3人)

広報たまかわ2010年1月号で先にお知らせしました
ふくしま就職応援センターの開館時間は、午前10時から午後7時までとなっています。

春季全国火災予防運動

期間：平成22年3月1日～3月7日

全国統一防火標語

『消えるまでゆっくり火の元にらめっこ』

住宅防火“命を守る”7つのポイント

★3つの習慣

- ①寝たばこは絶対やめる。
- ②ストーブは燃えやすい物から離れた位置で使用する。
- ③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

★4つの対策

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

山火事に注意

- ・強風時や乾燥時には、焚き火や火入れはしない。
- ・火入れを行うときは、必ず許可を受ける。

ふるさと玉川村を応援いただき ありがとうございました

「元気なたまかわ ふるさと応援寄附金」にご協力いただき、誠にありがとうございました。皆様からいただいた寄附金は、一度基金に積み立て、お選びいただいた事業の実施に活用させていただきます。今後とも、ふるさと玉川村を想う多くの皆様の応援を心よりお待ちしております。

『元気なたまかわ ふるさと応援寄附金』寄附の状況

寄附の状況(平成21年12月末現在)

事業の種類	件数	金額
1 地域の振興に関する事業	2件	400,000円
2 教育の振興に関する事業	1件	1,000円
3 人材育成・子育て支援に関する事業	2件	15,000円
4 住民福祉の向上に関する事業	2件	220,000円
合計	7件	636,000円

寄附者一覧(平成21年9月1日～平成21年12月31日)

寄附年月日	お名前	ご住所	寄附金額
H21.10.15	匿名	非公表	非公表
H21.12.25	近内 勇一様	非公表	非公表
合計		2名	

累計	7名	636,000円
----	----	----------

年金

国民年金被保険者の種別

国民年金の被保険者の種別は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います。結婚や就職、転職、退職などで加入するグループが変わったときは、2週間以内(第2号被保険者になった場合は、勤務先の事業主が5日以内)に手続きが必要です。

	どんな人が?	加入の届出は?	保険料の納付は?
第1号被保険者	・学生 ・自営業者 等	ご自身で市区町村の役場へ届出	ご自身で納付
第2号被保険者	・会社員 ・公務員 等	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者	配偶者の勤務先へ届出	なし(配偶者が加入する制度が負担)

日本国内に居住する20歳から60歳までの方は、国民年金の被保険者です

任意加入制度

60歳までに老齢基礎年金の受給資格期間(25年)を満たしていない場合や、40年の納付期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合であって、厚生年金・共済組合に加入していないときは、60歳以後(申出された月以後)でも任意加入することが可能。
①年金額を増やしたい方は65歳までの間 ②受給資格期間を満たしていない方は70歳までの間。また、③外国に居住する20歳以上65歳未満の日本人の方も任意加入することができます。

詳しくは、日本年金機構郡山年金事務所 ☎024-932-3434 まで

小中学校の就学指定校の変更手続きについて

◆問合せ先
玉川村教育委員会
☎0247-5714633

◆申請の許可等について
理由を考慮・検討し総合的に判断するため、申請のすべてを許可するものではありません。詳細は村教育委員会でご相談ください。

◆手続き方法
通学区域外就学許可申請書に変更事由など必要事項を記入し、村教育委員会へ提出してください。

★指定校変更の要件
①学期途中および学年の途中での転居
②身体的な理由
③保護者の就労など家庭の理由
④兄弟姉妹関係の理由
⑤部活動など教育上の理由

玉川村内の小中学校に就学する場合は、原則として村教育委員会が指定した学校に通学することになっていますが、学校教育法施行令第8条により、保護者の申立によって就学すべき学校の変更が認められる場合があります。

教育

